

京都市上下水道局告示第34号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和6年11月8日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市右京区太秦上刑部町16番地
株式会社 高本管工
代表取締役 高本 友美

2 変更事項

(代表者の変更)

高本 安基男 から 高本 友美 に変更

(上下水道局下水道部管理課)